

平成27年毎月勤労統計調査特別調査結果の概要 埼玉県

この調査は、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的に、平成27年7月31日現在、1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所について調査を行いました。

1 賃金

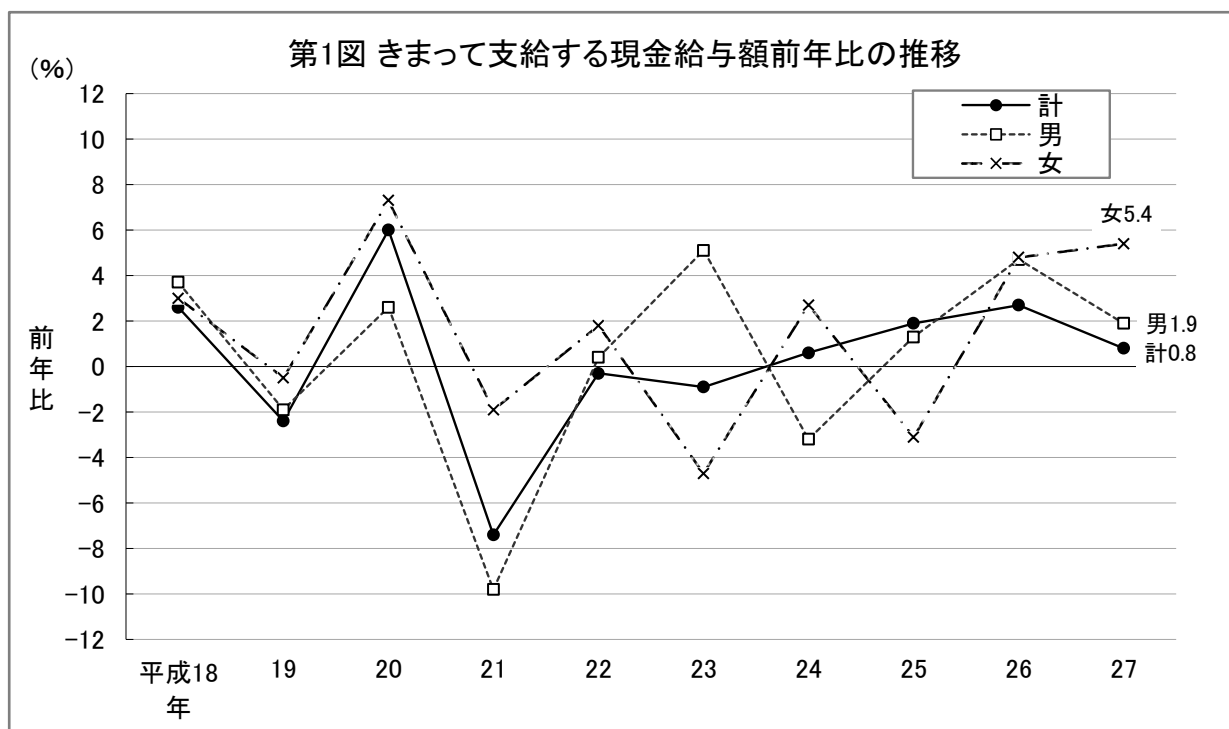
(1) きまって支給する現金給与額

平成27年7月分の小規模事業所(常用労働者1～4人の事業所、以下同じ)の1人平均月間きまって支給する現金給与額は、197,864円(前年比0.8%増)となりました。

男女別では、男は280,726円(前年比1.9%増)、女は145,517円(同5.4%増)でした。(第1図、第1表)

主な産業についてみると、製造業は241,958円、卸売業、小売業は177,849円、医療、福祉は191,681円でした。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は83.9、規模5～29人を100とした場合は91.5、規模30人以上を100とした場合は79.0でした。(第1表)



第1表 小規模事業所の給与水準比較

	きまって支給する現金給与額(円)				小規模事業所の水準		
	1～4人	5人以上	5～29人	30人以上	5人以上=100	5～29人=100	30人以上=100
計	197,864	235,802	216,175	250,429	83.9	91.5	79.0
男	280,726	302,522	285,709	314,715	92.8	98.3	89.2
女	145,517	159,653	139,410	175,212	91.1	104.4	83.1

注) 事業所規模5人以上、5～29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(平成27年7月分)の結果です。

(2) 特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上の常用労働者について集計）

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額は、188,413円（前年比10.7%増）、きまって支給する現金給与額に対する割合は、0.95か月分（前年差0.08か月分増）となりました。

男女別では、男は279,557円（前年比11.7%増）、女は129,604円（同19.5%増）でした。

2 出勤日数

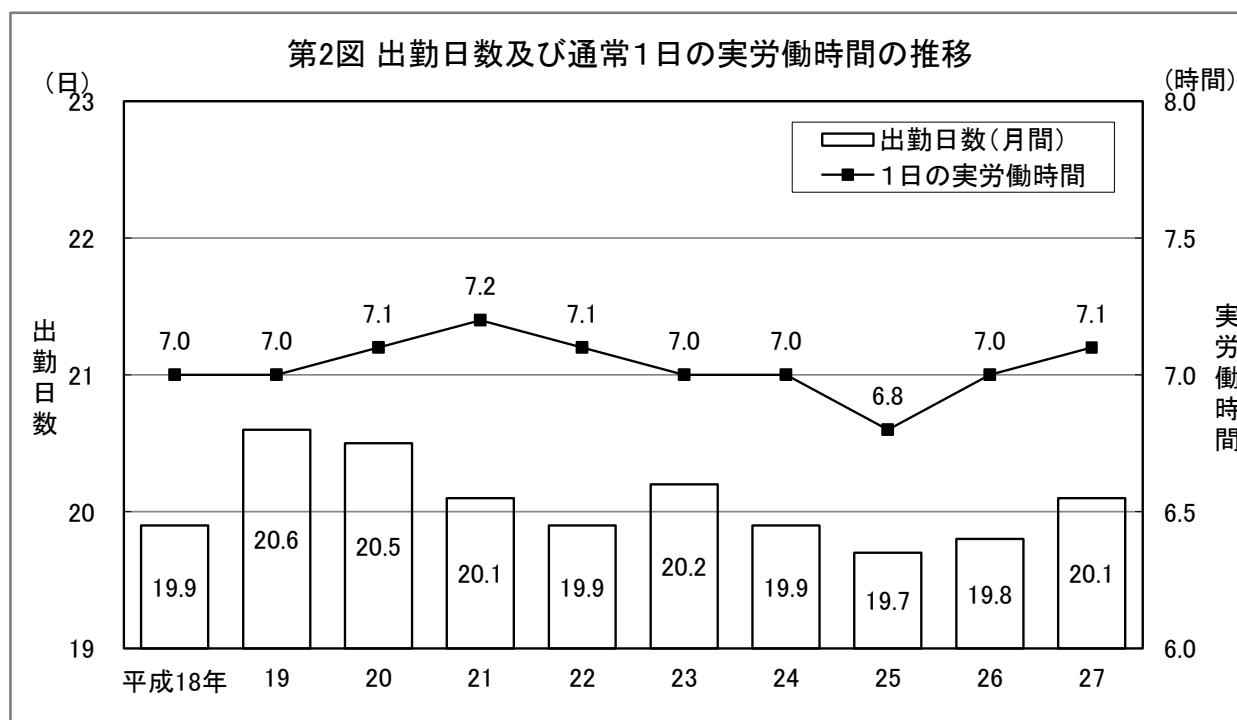
平成27年7月の1人平均月間出勤日数は、20.1日（対前年差0.3日増）となりました。（第2図）

男女別では、男が22.3日（同1.0日増）、女は18.6日（同0.1日減）でした。

3 労働時間

平成27年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、7.1時間（前年差0.1時間増）となりました。（第2図）

男女別では、男が7.9時間（同0.3時間増）、女は6.6時間（同0.1時間増）でした。



4 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから、本県分を中心に取りまとめたものです。

また、産業分類については、平成21年調査から、平成19年11月改定時の日本標準産業分類に基づき表章しています。